

環境・健康募金使途遵則

(目的)

第1条 この遵則は、環境・健康募金（地区衛生組織活動資金募集）要綱による寄付金の配分金（以下「配分金」という。）を受けたものが配分金使用事業を行うにあたり守るべき基本事項を定め、これより寄付者の信託に基づく責任を全うしようとするものである。

(配分金の使途)

第2条 配分金は、地域社会における環境保健自治活動の進展に役立つ事業に使用しなければならない。

(配分金使用事業であることの周知)

第3条 配分金を使用するときは、当該地区衛生組織構成員および配分金使用事業に参加するすべての人に当該事業が配分金により行われる事業であることを標示し、またはその他の方法で周知させる方途を講じなければならない。

(配分金を受ける団体およびその責任)

第4条 配分金を受ける団体は、市町村段階以上の地区衛生組織連合体とし、配分金に関する一切の責任を負うものとする。ただし、市町村合併等により、これ以外の特別措置を認める場合もある。

(事業実績報告の提出)

第5条 配分金を受ける団体が配分金使用事業を完了したときは、別に示す様式により事業実績報告書を提出しなければならない。

附 則 この遵則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 この遵則は、平成15年12月16日から施行する。

附 則 この遵則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この遵則は、平成30年4月1日から施行する。